

【学校教育目標】

進んで学び、豊かな心を持ち、たくましく生きぬく子供の育成

家庭、地域との連携

- ・各家庭、地域
- ・久志小中 PTA
- ・家庭教育学級
- ・各集落区長
- ・学校評議員
- ・校外生活指導連絡協議会

【宇検村立久志小中学校いじめ対策委員会】

〈目的〉
宇検村立久志小中学校いじめ対策委員会は児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止など（未然防止、早期発見、対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

※ いじめ情報を学校内で共有化しないことは、いじめ防止推進法の規定違反になる。

〈構成〉【公平性・中立性・客観性の保持】「いじめ対策委員会」を活用

- ・管理職、生徒指導主任、全職員
- ・必要に応じた関係者及び外部専門員（SSW、SC、PTA 会長等）

関係機関との連携

- 宇検村教育委員会
- ・指導主事、SSW
- 学校間
- ・情報共有と意見交換等
- 外部機関
- ・宇検村役場福祉課
- ・瀬戸内警察所（宇検駐在所）
- ・大島児童相談所

【重点課題】

確かな学力の向上

- ・子供一人一人のよさを認め励ます指導と授業改善等による「分かる授業」の展開
- ・自己有用感や自己肯定感の育成と、自己決定の場の設定

豊かな心の育成

- ・全職員による心に届く生徒指導（MOM の姿勢）と感性を育む情操教育の推進
- ・人権教育やいのちの指導を重視し、教育活動全体を通じた道徳実践力の育成
- ・体験活動の充実と集団への所属感の育成
- ・子供の実態に基づく指導内容の重点設定
- ・基本的生活習慣の徹底
- ・思いやりの心の醸成（いじめを許さない、適切な言葉づかい等）

健やかな体づくり

- ・子供一人一人の実態に即した目標設定と体力づくり（体力アップ！チャレンジかごしま）

開かれた学校づくりと家庭、地域への啓発活動

- ・何でも話せる職員集団と情報を共有しやすい学校組織づくりの推進
- ・心の通ったあいさつ運動の推進
- ・いじめ防止基本方針の周知や、いじめ対策の理解と啓発活動の推進

〈教職員の取組〉

- ・児童生徒が大切にされている授業、認め合い、思い合う学級、学校集団づくり
- ・加害者にも被害者にもならない学習環境づくり
- ・人権尊重の視点に立った学級、学校づくり
- ・人間関係調整力、生徒指導力の向上

【いじめの防止】

〈児童生徒の取組〉

- ・いじめを許さない、思い合う人間関係づくりの涵養
- ・「いじめ問題を考える週間」（年 2 回）
- ・情報モラル教育
- ・「校内人権週間」の取組
- ・人権集会、人権教室（11 月、12 月）
- ・なまづくりの活動推進（久志っ子集会等）

〈保護者の取組〉

- ・「いじめ問題」の理解
- ・保護者相互の交流
- ・「いじめ」に関する授業参観と「いじめ防止対策」についての啓発
- ・教育講演会での啓発、情報モラルに関する研修会の実施（年 1 回）
- ・合同 PTA での啓発
- ・家庭教育学級、親子読書や学校行事への参加、応援

【いじめ防止対策の体制】

生徒指導体制の見直し
・共通理解による指導態勢の確立と指導の一貫性の徹底（学校、家庭、地域）

情報の共有

- ・いじめ等の情報を知り得た場合には、直ちにいじめ対策委員会に情報共有

職員研修の充実

- ・事例をもとにした実践的な研修の充実
- ・講師招聘等による専門性を深める研修の充実
- ・教育相談や心理検査手法等の児童生徒理解や人間関係づくり等に徹した研修内容の設定
- ・年間を見通した継続的な研修の設定

相談体制

- ・実態把握と定期検査実施
- ・相談窓口の周知徹底
- ・関係機関、SC、教育相談員、SSW との連携

情報収集の工夫

- ・学校ネットパトロール事業者等との情報共有
- ・児童生徒が利用している SNS 等からの情報収集と分析

情報発信の工夫

- ・ブログや学校、学級日より、PTA 等での啓発活動

【いじめの早期発見】

〈教職員の取組〉

- ・いじめ根絶への人権意識と人権感覚の高揚
- ・県いじめ対策必携の活用
- ・報告、連絡、相談の徹底
- ・日常の観察、記名アンケートや個別相談等の実施（教育相談の充実）
- ・相談しやすい関係づくりや雰囲気づくり
- ・ネットパトロールの検索（各月）
- ・いじめ対策委員会（月 1 回）
- ・分かる授業づくり
- ・年間指導計画に基づいた道徳授業

〈児童生徒の取組〉

- ・いじめを見抜き、解決に向けて行動できる雰囲気づくり
- ・お互いの思いを受け入れ、思い合う取組
- ・何でも言い合える学級の雰囲気づくり
- ・縦割りの活動、ボランティア活動
- ・自己有用感を獲得するために一人一役を担う

〈保護者の取組〉

- ・子供の変化に気付く家庭環境づくり
- ・疑わしいことは速やかに学校へも連絡
- ・基本的生活習慣の育成
- ・家庭学習の見届け
- ・我が子を含めた子供の見守りと通報
- ・家族団欒の会話
- ・日常的な観察

〈教職員の取組〉

- ・迅速、公平、中立な立場での組織的対応
- ・被害者の立場を最優先に考えた緊急避難措置
- ・事実関係調査と解決策の検討
- ・保護者への説明責任と関係機関への連絡
- ・再発防止策の設定

【いじめへの対応】

〈児童生徒の取組〉

- ・いじめは絶対許さない強い意志と雰囲気づくり
- ・加害児童生徒による被害児童生徒への謝罪と、必要に応じた心のケア
- ・児童生徒全体への全体指導と必要に応じた個別相談
- ・ネット拡散と個人情報漏洩の禁止

〈保護者の取組〉

- ・教育活動への協力
- ・事実関係調査の報告
- ・被害児童生徒及び、その保護者への謝罪
- ・事実と今後の対策及び、指導体制の説明
- ・ネットの使用状況の管理とチェック

【いじめの解消条件】

- 心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が少なくとも 3 か月以上止んでいること
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。